

志摩市職員障がい者活躍推進計画

令和2年4月



SDGs未来都市 三重県志摩市
SDGs Future City, SHIMA

志摩市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

1 計画策定の主旨

志摩市ではこれまで、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき、障がいのある人を対象とした職員採用に取り組んできました。

そのような中、令和元年 6 月に障害者雇用促進法が一部改正され、各地方公共団体は、障がいのある職員が、その有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍することの推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、国が定める「障害者活躍推進計画作成指針」（令和元年厚生労働省告示第 198 号）に基づき、「障害者活躍推進計画」を作成することが義務付けられました。

このことから、今般、志摩市においても志摩市障がい者活躍推進計画を策定するものです。

今後、この計画に基づき障がい者雇用を推進し、障がいのある職員を含むすべての職員が働きやすい職場環境づくりに取り組んでいきます。

2 策定の主体

市長部局及び他の任命権者とも互いに連携しながら取組みを進めます。

※他の任命権者（農業委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局、教育委員会事務局）

3 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの 5 年間

4 障がい者雇用に関する課題

本市においては、これまでも障がい者の雇用を積極的に行ってきましたが、令和元年 6

月1日時点での障害者雇用率は2.19%となっており、法定雇用率を達成していません。

令和元年度の職員募集では、身体に障がいのある人に加え、知的障がい及び精神障がいのある人も申込可能とし、更に年齢条件の引き上げを行ったところですが、応募の人数も少なく、採用まで至っていないのが現状です。

今後、法定雇用率を充足していくために、会計年度任用職員の任用も含め、障がい者雇用の促進をさらに進めていく必要があります。また、これらの職員が継続して働くことができるよう、職場環境の整備などあらゆる面での体制づくりが急務です。

5 目標

(1) 採用に関する目標

計画期間中における当該年度の6月1日時点での実雇用率を法定雇用率以上とします。

(指 標) 当該年度の6月1日時点における実雇用率

(評価方法) 毎年6月1日時点での実雇用率等について、労働局を通じて厚生労働大臣に行う報告により、把握・進捗管理を行います。

(2) 定着に関する目標

障がいのある職員が離職せずに継続して働ける職場環境の整備や人的サポート体制の構築を行うことで、意欲や希望をもって働ける職場づくりを促進します。

(指 標) 当該年度の6月1日時点における、前年度採用者(障がいのある職員)の離職者数

(評価方法) 毎年6月1日時点で、前年度採用者の定着状況の把握・進捗管理を行います。

6 取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

ア 障害者雇用推進者として総務課長を選任します。

イ 障害者職業生活相談員(人事担当者等)を配置し、障がいのある職員や所

属長等が相談できる体制を整備します。

- ウ 障害者職業生活相談員として選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。
- エ 障がいのある職員が配置された職場に対して、事前の情報提供を行うとともに、きめ細やかなサポートができる体制を構築します。

(2) 障がい者の活躍の基礎となる職務の選定・創出

- ア 障がいのある職員 1 人ひとりの特性や能力を面談等で把握し、本人に合った職場の配置または業務の割振りを行い、障がいのある職員と業務との適切なマッチングを図ります。
- イ 障がい起因となり従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。

(3) 障がいのある人の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ア 必要に応じて、障害者職業生活相談員や安全衛生担当保健師等が窓口となり、相談や面談を実施するほか、人事評価の期首面談や期末面談において、障がいのある職員に対しては、所属長が必要な配慮や業務等の悩みについて把握し、その内容を踏まえて検討を行い、必要に応じて措置を講じます。
- イ 措置を講じるに当たっては、障がいのある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。
- ウ 障がいのある職員の募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。
 - 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定すること
 - 「自力で通勤できること」といった条件を設定すること
 - 「介助者なしで業務執行が可能」といった条件を設定すること
 - 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること
 - 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること

(4) その他

国等による障害者就労支援施設等から、物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がいのある人の活躍の場の拡大を推進します。